

政令第三百三十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の二の五」を「第四十五条の二の六」に改める。

第三条の二第一号中「によつて」を「により」に改め、同条第三号中「第五項」を「第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の徴収猶予に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第六条の九 法第十五条の二第十項の徴税吏員（以下この条において「徴税吏員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 徴税吏員は、法第十五条の二第十項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第六条の九の二第二項第一号中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

第六条の二十一の二中「第二十二條の四第一項」を「第十五條の二第九項第二号」に改める。

第七条の九第一号中「三年間」の下に「（法第三十三條第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。）」を加え、同条第二号イ中「以下この条」を「ハ」に改め、同号ロ中「以下この条」を「ニ」に改め、同条第三号中「によつて」を「により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項（法第三十二条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三十三条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3 第一項（法第三十二条第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三十三条第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第七条の十三の四第三項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第七条の十三の四第三項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額より

も前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

第七条の十二を次のように改める。

(特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例)

第七条の十二 法第三十三条第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。） 法第三十三条第一項に規定する特定非常災害（次号において「特定非常災害」という。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八条第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産（所得税法第二条第二十号に規定する繰延資産をいう。） その繰延資産の額からその償却費として同法第五十条の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2 次条の規定は、法第三十三条第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三十三条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

3 法第三十三条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

第七条の十三の三第一項第二号口中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「補填される」を「埋められた」に改める。

第七条の十三の四の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 その年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額のうち法第三十三条第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失

の金額をいう。)とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。

3 前項の場合において、雑損失の金額のうち特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第三十四条第一項の規定による控除については、当該他の雑損失金額から順次控除する。

第八条の二の二、第八条の二の三及び第八条の四中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第九条の十一の次に次の一条を加える。

(法第七十一条の十四第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第九条の十一の二 法第七十一条の十四第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第九条の十二の見出し中「第七十一条の十四第七項」を「第七十一条の十四第八項」に改め、同条中「第

七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の十四第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の十四第七項」を「第七十一条の十四第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第九条の十六の次に次の一条を加える。

(法第七十一条の三十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額)

第九条の十六の二 法第七十一条の三十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第九条の十七の見出し中「第七十一条の三十五第八項」を「第七十一条の三十五第九項」に改め、同条中「第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の三十五第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の三十五第八項」を「第七十一条の三十五第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九条の二十の二の見出し中「第七十一条の五十五第八項」を「第七十一条の五十五第九項」に改め、同条中「第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七十一条の五十五第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条の五十五第八項」を「第七十一条の五十五第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条を第九条の二十の三とし、第九条の二十の次に次の一条を加える。

（法第七十一条の五十五第五項の政令で定めるところにより計算した金額）

第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第十五条中「第七十二条の十三第五項第三号」の下に「及び第四号イ」を加える。

第二十条の二の十六の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の単年度損益の算定の特例）」に改める。

第二十条の二の二十第一項中「第三十五条の三の十」を「第三十五条の三の十一」に改める。

第二十条の三中「第八項」の下に「まで」を加え、同条の表租税特別措置法の項を削る。

第二十一条第二項の表租税特別措置法の項を削る。

第二十一条の四の見出しを「（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の所得の算定の特例）」に改める。

第二十二条第八号中「非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「非化石エネルギー源をいう。」を利用する」を「エネルギー源の環境適合利用を行う」に改める。

第二十四条の四の三第一項中「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に、「この条」を「この項及び第三項」に改め、同項の表第二項の項中

若しくは

若しくは第七十二条の二十九第

又は

を

一項

又は第七十二条の二十九第一項若しくは第

五項

に改め、同表第三項の項中「第七十二条の二十九

第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第二項の表第三項の項中「及び第七十二条の二十九第二

項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改め、同表第四項の項中

第七十二条の二十五

第二項

第七十二条の二十五第五項

を

第七十二条の二十九第一項

第七十二条の二十五第二項

第七十二条の二十九第一項若しくは第五項

に改め、同条第三項中「第七十二条の二十九第一

第七十二条の二十五第五項

項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第四項中「第七十二条の二十五第五項」の下に「（法第七十二

条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条の四第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第四項中「政令の」を「政令

で」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第七十二条の四十六第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第三十三条の五の見出し中「第七十二条の四十六第七項」を「第七十二条の四十六第八項」に改め、同条中「第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七十二条の四十六第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十二条の四十六第七項」を「第七十二条の四十六第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十五条の三の十一中「においては」を「には」に改め、同条を第三十五条の三の十二とし、第三十五条の三の十を第三十五条の三の十一とし、第三十五条の三の九を第三十五条の三の十とし、第三十五条の三の八を第三十五条の三の九とする。

第三十五条の三の七中「第七十二条の四十九の十二第九項」を「第七十二条の四十九の十二第十三項」に改め、同条を第三十五条の三の八とし、第三十五条の三の六の次に次の一条を加える。

(特定非常災害に係る損失の繰越控除の特例)

第三十五条の三七 法第七十二条の四十九の十二第十二項第一号に規定する政令で定めるものは、その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。

2 法第七十二条の四十九の十二第十二項第二号に規定する政令で定めるものは、その者の同条第九項に規定する特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた同条第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。

第三十五条の六第一号中「第五項本文（）」の下に「消費税法第八条第六項（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び」を加える。

第三十六条の三第八項中「次に掲げる不動産以外の不動産」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六条第一項各号（第八号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもの」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第七十六号）第十条第五号」を「第十六条第一項第五号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。

第三十六条の十一中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護

事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第三十九条の十三の次に次の一条を加える。

(法第七十四条の二十三第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第三十九条の十三の二 法第七十四条の二十三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第三十九条の十四の見出し中「第七十四条の二十三第七項」を「第七十四条の二十三第八項」に改め、同条中「第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七十四条の二十三第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十四条の二十三第七項」を「第七十四条の二十三第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十条の二の見出し中「第九十条第七項」を「第九十条第八項」に改め、同条中「第九十条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第九十条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第九

十条第七項」を「第九十条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

（法第九十条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十条の二 法第九十条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第四十三条の十七の三の次に次の一条を加える。

（法第四百四十四条の四十七第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十三条の十七の四 法第四百四十四条の四十七第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額とする。

第四十三条の十八の見出し中「第四百四十四条の四十七第七項」を「第四百四十四条の四十七第八項」に改め、同条中「第四百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出期限」を「第四百四十四条の四十七第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百四十四条の四十七第七項」を「第四百四十四条の四十七第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

(法第七十一条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第四十四条の四の二 法第七十一条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第四十四条の五の見出し中「第七十一条第七項」を「第七十一条第八項」に改め、同条中「第七十一条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七十一条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十一条第七項」を「第七十一条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改

める。

第二章第十節中第四十五条の二の五を第四十五条の二の六とする。

第四十五条の二の四の見出し中「第二百七十八条第七項」を「第二百七十八条第八項」に改め、同条中「第二百七十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第二百七十八条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第二百七十八条第七項」を「第二百七十八条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三の次に次の一条を加える。

（法第二百七十八条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十五条の二の四 法第二百七十八条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第四十八条の三第一号中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある

場合には、前年前五年間。次号において同じ。」を加え、同条第二号イ中「以下この条」を「ハ」に改め、同号ロ中「以下この条」を「ニ」に改め、同条第三号中「によつて」を「により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項（法第三百十三條第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三百十四條第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3 第一項（法第三百十三條第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三百十四條第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第四十八條の七第一項において「特定雑損失金額」という。）

以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第四十八条の七第一項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

第四十八条の五の三の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例）

第四十八条の五の四 第七条の十二第一項の規定は、法第三百十四条第一項各号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第七条の十二第一項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは、「第三百十四条第一項」と読み替えるものとする。

2 次条の規定は、法第三百十四条第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三百十四条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第三百十

四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）とあるのは「第三百十四条第四項」と読み替えるものとする。

3 法第三百十四条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

第四十八条の六の二第一項第二号口中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改め、同条第二項中「補填される」を「埋められた」に改める。

第四十八条の七第一項中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改め、「計算について」の下に「、第七条の十三の四第二項の規定はその年において生じた同号に規定する損失の金額のうち法第三百十四条第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額について、第七条の十三の四第三項の規定はこの項において準用する同条第二項の場合における雑損失の金額のうちに特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときの法第三百十四条の二第一項の規定による控除について」を加え

る。

第四十八条の九の七の二中「第三百十七条の三の二第四項」を「第三百十七条の三の二第五項」に、「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第四十八条の九の七の三中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第四十八条の九の八を次のように改める。

第四十八条の九の八 削除

第四十八条の十八中「第四十五条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第三百二十八条の十一第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十八条の十八の二 法第三百二十八条の十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第四十八条の十九の見出し中「第三百二十八条の十一第七項」を「第三百二十八条の十一第八項」に改め、同条中「第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第三百二十八条の十一第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第三百二十八条の十一第七項」を「第三百二十八条の十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十九条中「第三百三十三条若しくは」を「第三百三十三条第一項若しくは」に、「第三百三十八条」を「第三百三十八条第一項」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十九条の十六中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第五十一条の十五の十中「」第十六条第二号」を「」第十六条第一項第二号」に改め、同条第一号中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第十六条第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第十六条第四号」を「第十六条第一項第四号」に改め、同条第四号中「第十六条第五号」を「第十六条第一項第五号」に改め、同条第五号中「第十六条第六号」を「第十六条第一項第六号」に改め、同条第六号中「第十六条第七号」を「第十六条第一項第七号」に改める。

第五十二条の十の四第一号中「又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号」を削り、同条第二号中「で総務省令で定めるもの」を削る。

第五十二条の二十一の次に次の一条を加える。

（法第四百六十三条の三第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十二条の二十一の二 法第四百六十三条の三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十二条の二十二の見出し中「第四百六十三条の三第七項」を「第四百六十三条の三第八項」に改め、同条中「第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出期限」を「第四百六十三条の三第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百六十三条の三第七項」を「第四百六十三条の三第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十三条の四の次に次の一条を加える。

(法第四百八十三条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十三条の四の二 法第四百八十三条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十三条の五の見出し中「第四百八十三条第七項」を「第四百八十三条第八項」に改め、同条中「第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第四百八十三条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百八十三条第七項」を「第四百八十三条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十三条の八の次に次の一条を加える。

(法第五百三十六條第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十三条の九 法第五百三十六條第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定す

る申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十四条の見出し中「第五百三十六條第七項」を「第五百三十六條第八項」に改め、同条中「第五百三十六條第七項に規定する申告書の提出期限」を「第五百三十六條第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第五百三十六條第七項」を「第五百三十六條第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十四条の四十五第四項第二号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第五十四条の四十八の三の見出し中「第六百九條第七項」を「第六百九條第八項」に改め、同条中「第六百九條第七項に規定する申告書の提出期限」を「第六百九條第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百九條第七項」を「第六百九條第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第五十四条の四十八の四とし、第五十四条の四十八の二の次に次の一条を加える。

(法第六百九條第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十四条の四十八の三 法第六百九条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十四条の五十九の二の次に次の一条を加える。

(法第六百八十八条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十四条の五十九の三 法第六百八十八条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十四条の六十の見出し中「第六百八十八条第七項」を「第六百八十八条第八項」に改め、同条中「第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第六百八十八条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百八十八条第七項」を「第六百八十八条第八項」に、「同条第七

項」を「同条第八項」に改める。

第五十六条の十一の次に次の一条を加える。

(法第七百一条の十二第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十六条の十一の二 法第七百一条の十二第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、

同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第五十六条の十二の見出し中「第七百一条の十二第七項」を「第七百一条の十二第八項」に改め、同条中「第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一条の十二第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の十二第七項」を「第七百一条の十二第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十六条の七十六から第五十六条の七十九までを次のように改める。

第五十六条の七十六から第五十六条の七十八まで 削除

(法第七百一条の六十一第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十六条の七十九 法第七百一条の六十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十六条の八十の見出し中「第七百一条の六十一第七項」を「第七百一条の六十一第八項」に改め、同条中「第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一条の六十一第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の六十一第七項」を「第七百一条の六十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号口中「市町村長」を「指定都市等の長」に改める。

第五十六条の八十八の二第二項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十二万円」を「五十三万五千元」に、「二十八万五千元」を「二十九万円」に改め、同条第二項第二号口中「二十八万五千元」を「二十九万円」に改め、同条第二項第二号口中「二十九万円」に改め、同条第八中「五十二万円」

を「五十三万五千円」に改める。

第五十六条の八十九の十一の次に次の一条を加える。

(法第七百二十一条第四項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十六条の八十九の十二 法第七百二十一条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第五十六条の九十の見出し中「第七百二十一条第七項」を「第七百二十一条第八項」に改め、同条中「第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百二十一条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百二十一条第七項」を「第七百二十一条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十六条の九十二の二の次に次の一条を加える。

(法第七百三十三条の十八第五項の政令で定めるところにより計算した金額)

第五十六条の九十二の三 法第七百三十三条の十八第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十六条の九十三の見出し中「第七百三十三条の十八第八項」を「第七百三十三条の十八第九項」に改め、同条中「第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三条の十八第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三条の十八第八項」を「第七百三十三条の十八第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十七条の五第一項中「第二十二条の四第一項」を「第十五条の二第九項第二号」に改める。

第六十一条中「第十二条の二の十二第一項」を「第十二条の二の十二」に、「第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項」を「第十条の十二から第二十九条の十八まで」に、「第三十二条の三並びに」を「第三十二条の三、第三十二条の四及び」に改める。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「又は第五項（これらの規定を）」を「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第五項（」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に、「又は第五項に」を「若しくは第五項に」に改める。

附則第四条第三項中「第二十六条の七第五項第二号」を「第二十六条の七第六項第二号」に改め、同条第六項中「三年間」の下に「（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同条中第二十項を第二十二項とし、第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、同条第十四項中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第四十八条の三第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは

同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条中第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第七条の九第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条の二第二項中「第六項及び第十四項」を「第七項及び第十六項」に改め、同条第五項中「三年間」の下に「（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、同条第十六項

中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第四十八条の三第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条の二中第十二項を第十三項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第七条の九第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額

は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第六条の二第二項を次のように改める。

2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。

一 法附則第九条第八項第一号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

二 法附則第九条第八項第二号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が同号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

三 法附則第九条第八項第三号に掲げる場合 電気供給業を行う法人が同項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省

令で定める金額に相当する収入金額

附則第六条の十六第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

附則第六条の十七を附則第六条の十八とし、附則第六条の十六の次に次の一条を加える。

(法附則第十条の二第二項の家屋)

第六条の十七 法附則第十条の二第二項に規定する政令で定める家屋は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関する非商業的活動の用に供する家屋とする。

附則第七条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項第一号中「(平成十四年法律第二十二号)」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「図書館」を「保育所、図書館」に改め、「劇場」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十項」を「第二十一項」に、「図書館」を「保育所、図書館」に改め、「劇場」を削り、同項を同条第十八項と

し、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十一条第七項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）以外の同条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（以下この号において「都市再生緊急整備地域」という。）内において施行される同法第二十条に規定する認定事業（以下この号及び次号において「認定事業」という。）であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以上（当該都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同法第二条第一項に規定する都市開発事業をい）、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）が施行され、又は施行されるこ

とが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二 特定都市再生緊急整備地域内において施行される認定事業であること。

附則第八条及び第九条を削る。

附則第九条の二の見出し中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に改め、同条第一項中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に、「附則第七条第十四項」を「前条第十五項」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に、「附則第七条第十五項」を「前条第十六項」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第九条の三（見出しを含む。）中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第九条の四の見出し中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条第一号イ中「附則第十一条の四第

四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条を附則第九条の二とする。

附則第十条の二の二第一項を次のように改める。

法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。

一 道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたもの

三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第三条第二項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車

附則第十条の二の二第八項中「同日」との下に「、同条第十三項ただし書中「国の行政機関の長」とあるのは「国の行政機関の長又は法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定するオーストラリア軍隊」とを加える。

附則第十条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税等の非課税の適用を受ける固定

資産の範囲)」を付し、同条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の四 法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定める家屋及び償却資産は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関連する非商業的活動の用に供する家屋及び償却資産のうち同項に規定する者が所有するものとする。

附則第十一条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に、「のうち」を「(次項において「水素充填設備」という。)のうち」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 法附則第十五条第七項に規定する設備のうち大規模なものとして政令で定めるものは、水素充填設備のうち、前項に規定する金額が五億円以上のものとする。

附則第十一条第十一项中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 法附則第十五条第十四項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域（次号において「特定都市再生緊急整備地域」という。）以外の同条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（以下この号において「都市再生緊急整備地域」という。）内において施行される同法第二十五条に規定する認定事業（以下この項及び次項において「認定事業」という。）であり、かつ、その事業区域の面積が一ヘクタール以

上（当該都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同法第二条第一項に規定する都市開発事業をいい、当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて総務省令で定めるところにより証明がされた場合における当該認定事業にあつては、〇・五ヘクタール以上）であること。

二 特定都市再生緊急整備地域内において施行される認定事業であること。

附則第十一条第十八項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、「都市再生特別措置法第二十五条に規定する」を削り、「施行される土地の区域内」を「事業区域内」に改め、「（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」を削り、同条第十九項及び第二十項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第

十六項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第二十一項及び第四十五項」を「附則第十五条第二十項及び第四十四項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第二十六項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に、同条第二十三項」を「同条第二十二項」に改め、同条第二十八項から第三十項までの規定中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同条第三十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同条第三十二項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同条第三十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十六項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第三十九項から第四十項までの規定中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十二項及び

第四十三項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十五項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同条に次の五項を加える。

47 法附則第十五条第四十五項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

48 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十五項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならぬ。

49 法附則第十五条第四十五項に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものは、雇用者給与等支給額（同項に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）の引上げの方針（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属する事業年度（令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・五以上とする旨のものに限る。）とする。

50 法附則第十五条第四十六項に規定する土地で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次項に規定する設備の用に供する土地で総務省令で定めるもの

二 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車（次項において「電気自動車」という。）が次項に規定する設備による充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるもの

51 法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で政令で定めるものは、電気自動車の充電のために必要な設備であつて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又は同日前に令和四年度の一般会計補正予算（第2号）若しくは令和五年度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省令で定めるものとする。

附則第十二条第一項第十二号中「百八十平方メートル」を「百六十平方メートル」に改め、同条中第四十九項を第五十二項とし、第四十八項を第五十一項とし、第四十七項を第五十項とし、第四十六項の次に次の三項を加える。

47 法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定める専有部分は、居住用専有部分とする。

48 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年

法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものは、これらのマンションのうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事より前にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものが行われたことがあること。

ロ 当該マンションに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当する部分の数が十以上であること。

二 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 当該助言又は指導がマンションの修繕に関

する長期の計画で総務省令で定めるもの（以下このイにおいて「特定計画」という。）に係るものであり、かつ、当該助言又は指導を受けた日以後に、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合する当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が作成され、又は当該基準に適合するように当該管理組合の管理者等に係るマンションに係る特定計画が変更されたこと。

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション 当該マンションに係る資金計画のうちマンションの修繕に係る部分として総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「特定部分」という。）が、令和三年九月一日から令和四年三月三十一日までの間にマンションの修繕を確実に遂行するため適切なものとして国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準に適合することとなつたこと、又は同年四月一日以後に同法第五条の四第二号に掲げる基準（特定部分に係る部分に限る。）に適合することとなつたこと。

49 法附則第十五条の九の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部

分税額に、人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。以下この号及び次号において同じ。）の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百平方メートルを超える場合には、当該一の居住専有独立部分の床面積を百平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

附則第十二条の四第四項第一号及び第五項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年

度」に改め、同条第十一項第四号中「及び第十五項第四号」を削り、同条第十二項中「(第十六項において「被災区域」という。)」を削り、同条第十五項から第十七項までを削り、同条第十八項中「又は第十五項」及び「又は第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等(同条第一項に規定する価格等をいう。))を決定する総務大臣又は道府県知事)」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とする。

附則第十二条の五の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第四項第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第五項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、「専有部分をいう。」の下に「第十三項において同じ。」(「を加え、同条中第十一項を第十九項とし、第十項の次に次の八項を加える。

11 法附則第十六条の三第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の三第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋(以下この条において「被災家屋」という。)の所有者(当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続

があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の三第十項に規定する取得され、又は改築された家屋（第十三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12 法附則第十六条の三第十項に規定する政令で定める区域は、平成三十年七月豪雨に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域（第十六項において「被災区域」という。）とする。

13 法附則第十六条の三第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この

号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。次号及び同項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第十一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る区分所有者（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。）が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれ

らの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

14 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、

総務省令で定める。

15 法附則第十六条の三第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の三第十一項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十七項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

16 法附則第十六条の三第十一項に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。

17 法附則第十六条の三第十一項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法附則第十六条の三第十一項に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有していた場合における代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第十五項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

18 第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けよう

とする場合には、総務省令で定める書類をこれらの規定に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

附則第十二条の五の次に次の一条を加える。

（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲）

第十二条の六 法附則第十六条の四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 令和二年度に係る賦課期日における法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この条において「被災住宅用地」という。）の所有者
- 二 令和二年一月二日から同年七月二日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者
- 三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。）が法人である場合において、令和二年七月三日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の四第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和二年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の四第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者

二 令和二年一月二日から同年七月二日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、令和二年七月三日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割により被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において、令和二年七月三日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は

共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得した法人

4 法附則第十六条の四第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部の面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日におい

て共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部）の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る

共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が令和二年七月二日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が令和二年七月二日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合には、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）とする部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

		被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合		率	
イ	有家屋以外の被災区分所有家屋	口に掲げる被災区分所		四分の一以上二分の一未満		〇・五	
		二分の一以上		一・〇			
ロ	被災区分所有家屋	地上階数五以上を有する耐火建築物であつた		四分の一以上二分の一未満		〇・五	
		二分の一以上四分の三未満		〇・七五			
		四分の三以上		一・〇			

5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において令和二年七月二日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が令和二年七月二日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（法附則第十六条の四第三項に規定する専有部分をいう。第七項において「特定専有部分」という。）のうち、令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合について準用する。

7 法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げ

る土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされ

た土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の四第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の四第六項」とあるのは「附則第十六条の四第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の四第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅

用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十六条の二の六及び第十六条の二の七を次のように改める。

第十六条の二の六 削除

(法附則第三十二条の四第一項の事業等)

第十六条の二の七 法附則第三十二条の四第一項に規定する政令で定める事業は、二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定第一条(j)に規定する博覧会に関連する非商業的活動に係る事業とする。

2 法附則第三十二条の四第一項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定については、第五十六条の四十九の規定を準用する。この場合において、同条中「第七百一条の三十四第三項又は第五項」とあるのは、「附則第三十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第

一項第二号ホ」に改め、同条第四項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の九第二号イの項中「第七条の九第二号イ」を「第七条の九第一項第二号イ」に改め、同表第七条の九第二号ハの項中「第七条の九第二号ハ」を「第七条の九第一項第二号ハ」に改め、同表第七条の九第二号ニの項中「第七条の九第二号ニ」を「第七条の九第一項第二号ニ」に改め、同表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第六項の表第四十八条の三第二号イの項中「第四十八条の三第二号イ」を「第四十八条の三第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条の三第二号ハの項中「第四十八条の三第二号ハ」を「第四十八条の三第一項第二号ハ」に改め、同表第四十八条の三第二号ニの項中「第四十八条の三第二号ニ」を「第四十八条の三第一項第二号ニ」に改め、同表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第四項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の

三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十七条の三第四項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第八項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十八条第一項中「第二十五条の十二第七項及び」の下に「第八項、第二十五条の十二の二第七項並びに」を加え、同条第四項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第八項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十八条の五第十項第四号及び第十一項第四号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第二十二項第五号及び第二十四項第五号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十八条の六第一項第一号中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項第六号中「によつて」を「により」に改め、同条第三十三項の表法第三百十三条第三項の項中「第二十五条の十二の二第二十三項第一

号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第一号」に改め、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項第五号及び第十一号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十項を第三十二項とし、第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十七項から第三十三項まで」を「第十八項から第三十五項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項第三号中「第十八項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十八項第二号」を「第三十項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」

に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第六号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 法附則第三十五条の三第十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定株式会社の設立特定株式を払込みにより取得をした市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二 当該市町村民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ 特定事業主であつた者の親族

ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ 特定事業主であつた者の使用人

ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生

計を維持しているもの

へ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

附則第十八条の六第十六項の表法第三十二条第三項の項中「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第一号」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第四号及び第八号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第五項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第三号中「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各

号」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第三十五条の三第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社（以下この項及び第十九項において「特定株式会社」という。）の同条第一項に規定する設立特定株式（次号イ及び第十九項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定株式会社の発起人であること。

二 当該道府県民税の所得割の納税義務者が次に掲げる者に該当しないこと。

イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下この号において「特定事業主であつた者」という。）

ロ 特定事業主であつた者の親族

ハ 特定事業主であつた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ 特定事業主であつた者の使用人

ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であつた者から受ける金銭その他の資産により生計を維持しているもの

へ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

附則第十八条の七第三項の表第七条の九第二号ホの項中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第六項の表第四十八条の三第二号ホの項中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第十八条の七の二第七項第四号中「第七条の九第二号ホ」を「第七条の九第一項第二号ホ」に改め、同条第十五項第五号中「第四十八条の三第二号ホ」を「第四十八条の三第一項第二号ホ」に改める。

附則第二十四条第三項及び第九項中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改める。

附則第二十六条第一項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に改め、同条第五項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第六項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第七項中「附則第四条第十四項及び第四条の二第十三項」を「附

則第四条第十五項及び第四条の二第十四項」に改める。

附則第二十七条第二項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第七条の九」を「第七条の九第一項」に改め、同条第七項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第八項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第九項中「附則第四条第十四項及び第四条の二第十三項」を「附則第四条第十五項及び第四条の二第十四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十五条の六第一号の改正規定 令和五年五月一日
- 二 目次の改正規定、第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の二十一の二の改正規定、第九条の十一の次に一条を加える

改正規定、第九条の十二の改正規定、第九条の十六の次に一条を加える改正規定、第九条の十七及び第九条の二十の二の改正規定、同条を第九条の二十の三とし、第九条の二十の次に一条を加える改正規定、第三十三条の四及び第三十三条の五の改正規定、第三十九条の十三の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十四及び第四十条の二の改正規定、同条を第四十条の三とし、第四十条の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十七の三の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十八の改正規定、第四十四条の四の次に一条を加える改正規定、第四十四条の五の改正規定、第二章第十節中第四十五条の二の五を第四十五条の二の六とする改正規定、第四十五条の二の四の改正規定、同条を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十八の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十九の改正規定、第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第五十二条の二十二の改正規定、第五十三条の四の次に一条を加える改正規定、第五十三条の五の改正規定、第五十三条の八の次に一条を加える改正規定、第五十四条及び第五十四条の四十八の三の改正規定、同条を第五十四条の四十八の四とし、第五十四条の四十八の二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の五十九の二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の六十の改正規定、第五十六条の十一の次に一条を加

える改正規定、第五十六条の十二及び第五十六条の七十六から第五十六条の八十までの改正規定、第五十六条の八十九の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十の改正規定、第五十六条の九十二の次に一条を加える改正規定並びに第五十六条の九十三及び第五十七条の五第一項の改正規定並びに附則第十八条第一項の改正規定及び附則第十八条の六の改正規定（同条第十五項第四号及び第八号並びに第三十一項第五号及び第十一号に係る部分を除く。）並びに附則第八条の規定 令和六年一月一日

三 第三十六条の三第八項及び第五十一条の十五の十の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 令和六年四月一日

四 第八条の二の二、第八条の二の三、第八条の四、第四十八条の九の七の二、第四十八条の九の七の三及び第四十八条の十八の改正規定 令和七年一月一日

五 第十五条の改正規定 土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

六 附則第十条の二の二第一項及び第八項の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に

おける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

七 第五十四条の四十五第四項第二号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

八 附則第六条の十六第四項及び第十条の三第一項の改正規定 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日

九 附則第十一条に五項を加える改正規定（第五十項及び第五十一項に係る部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第三十六条の十一及び第四十九条の十六の改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

（事業税に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第四十九条に規定する法人（当該法人が通算法人（法人税法（昭和四十年法律第三十

四号) 第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。) である場合には、他の通算法人を除く。) のこの政令の施行の日(以下「施行日」という。) 前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号) 附則第四条第四項の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号) 附則第二十条第一項の規定により同号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。) について、地方税法第七十二条の二十三第一項の規定によりその例によることとされる所得税法等改正法附則第四十九条の規定の適用がある場合における同項の規定による法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得の算定については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。) 第二十二条(第八号に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新令第三十六条の三第八項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取

得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第七条第十五項（第一号に係る部分に限る。）、第十六項、第十八項及び第二十一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和四年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十二条第一項第十二号の規定は、施行日以後に新築される同条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令附則第十二条第十二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第五条 新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第六条 令和五年度及び令和六年度における予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

2 令和七年度及び令和八年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「十五分の十一」とする。

3 令和九年度における予算決算及び会計令附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

4 令和五年度及び令和六年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十号)第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」と

する。

5 令和七年度及び令和八年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十五分の四」とする。

6 令和九年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第七条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十六条の十一の五第一項」を「第六十六条の十一の四第一項」に改める。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第八条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第三百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する

暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中「第七十八条の二第一項第一号」を「第七十八条の二第一項第二号」に、「第七十八条の二第二項第二号」に、「第一百十一条の四第二項第一号」を「第一百十一条の四第二項第二号」に、「次項第一号」を「次項第二号」に、「第七十八条の二第二項第一号」を「第七十八条の二第二項第二号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第九条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税」を「及び地方法人特別譲与税」に改め、「、地方道路譲与税」を削る。

附則第十五条中「及び地方道路譲与税」を削る。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、個人住民税の特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例の対象となる親族の範囲等を定める等の必要があるからである。